

愛知、昭 49 不 11、昭 50. 3. 10

命 令 書

申立人 全国自動車運輸労働組合愛知支部

申立人 X

被申立人 名古屋西部運輸有限会社

主 文

- 1 被申立人名古屋西部運輸有限会社は、申立人Xに対し、給料計算上欠勤扱いした昭和49年5月分の3日及び6月分の2日につき、月額 25,000 円アップ後の各月分の給料計算方法によりそれぞれ算出した給料を、給料計算上欠勤扱いした同年7月分の6日につき、同月分の給料計算方法により算出した給料をすみやかに支払わなければならない。
- 2 被申立人名古屋西部運輸有限会社は、申立外名古屋西部運輸労働組合を援助し、申立人Xに対し、事務所待機させ、賃金カットし、賃金基準を変更するなどして、申立人全国自動車運輸労働組合愛知支部の名古屋西部運輸分会の運営に支配介入してはならない。
- 3 申立人らのその余の申立ては棄却する。

理 由

第 1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 申立人全国自動車運輸労働組合愛知支部（以下「支部」という。）は、愛知県内の貨物運輸産業及びこれに付帯する産業の労働者をもって組織された労働組合であり、本件申立時の組合員は約 400 人であった。

- (2) 申立人X（以下「X」という。）は、被申立人名古屋西部運輸有限会社の貨物自動車運転手で、支部の名古屋西部運輸分会（以下「分会」という。）の分会長である。
- (3) 被申立人名古屋西部運輸有限会社（以下「会社」という。）は、肩書地に本社及び港営業所を、名古屋市守山区に守山営業所を有し、一般小型貨物自動車運送事業及びこれに関連付帯する事業を営む有限会社であり、本件申立時の従業員は約25人であった。
- (4) なお、会社の従業員で構成される労働組合は、分会のほかに昭和49年5月20日結成された名古屋西部運輸労働組合（以下「新組合」という。）がある。

2 分会結成前後の状況

- (1) Xは、昭和49年1月15日ころから会社に対し、入社支度金及び休日出勤手当の支払い、就業規則の提示並びに健康保険証の交付を要求してきた。それらの要求を通じて労働組合の必要性を痛感したXは、同年4月初めから港営業所内で労働組合の結成を呼びかけ、この呼びかけに従業員3人が同調した。
- (2) 昭和49年5月7日X及び同調者3人（以下「Xら4人」という。）は、名古屋西部運輸労働組合（以下「旧組合」という。）を結成し、Xが執行委員長に就任した。
- (3) Xら4人は、昭和49年4月末に会社から事務所待機を命ぜられ、同年5月7日旧組合を結成してからは、前にも増して多く命ぜられるようになった。
- (4) 昭和49年5月9日夜社長宅で団体交渉が開催され、旧組合は、社長から賃金基準の変更を提案されたが、その内容がXら4人のうち1人を除く3人の従前の賃金基準を大巾に下回るものであったため、これを拒否した。また、同月20日ころ旧組合が、社長から再び新たな賃金基準を提案され、これもまた前記と同様の理由で拒否したため、会社は、この提案を撤回した。

しかし、会社が、6月分でXら4人に対する賃金基準を一方的に変更したため、Xら4人の給料は、前月に比較して低下した。

なお、会社は、7月分から賃金基準を変更し、これをXら4人を含む全従業員に適用した。

(5) 第2回目の団体交渉の席上Xは、社長から、総務部長が親睦会を改組して労働組合らしきものを結成したので、同部長に会うように要請された。

翌日Xは、総務部長に会ったところ、同部長から、これまでXが会社に対してなしてきた未払賃金の支払要求を撤回するよう要望された。

(6) 旧組合は、結成2週間後の昭和49年5月22日解散した。

同時に、組合員全員は、支部に加入して分会を組織し、Xを分会長に選出した。

(7) 昭和49年5月25日支部及び分会と会社との間に団体交渉が開催され、支部は、会社に対し、港営業所の一室を分会事務所として貸与し、併せて掲示板を貸与するよう要求した。これに対して、会社が同年6月20日完成予定の新事務所で貸与すると提案したので、支部はこれを了解した。

その後、会社は、営業に関し名古屋陸運局の調査を受けることとなり、予定どおり新事務所を完成することができず、結局、本件結審時に至るも事務所を移転していくない。

なお、同年5月下旬会社は、新組合に守山営業所の一室を組合事務所として貸与していた。

(8) 新事務所完成までの間分会ビルの掲示場所に困った分会は、会社に無断で港営業所の外壁にビルを3回にわたり掲示したが、このビルは、いずれも会社に撤去された。

また、昭和49年9月11日ころ分会は、港営業所入口のガラス戸のガラス面いっぱいに要求書を無断で掲示したが、これも業務を阻害するとして会社に撤去された。

(9) 昭和49年6月12日Xを除く分会員3人は、これまで代金一括後払い飲食していた食堂の店主から、以後代金一括後払いによる利用を拒否された。

その理由は、会社の社長が、分会員は退職するかも知れないから、以後代金一括後払い飲食させないで欲しいと要請したためであった。

(10) 昭和49年7月12日の団体交渉で、分会と会社との間に次のような協定が締結された。

① 昭和48年5月から昭和49年6月末までの長距離残業賃金未払分として、446,350

円を支払う。

② 日曜休日出勤手当未払分として 206,263 円を支払う。ただし、後日この過不足は調整する。

③ 昭和 49 年 5 月分及び 6 月分賃金は、会社言明どおり 25,000 円アップした賃金体系として差額分を支払う。

(11) 昭和 49 年 7 月 18 日支部及び分会は、前記協定に基づき会社から 732,618 円の支払いを受けて、次のような合意書を作成したが、会社の押印は得られなかった。

① 会社は、支部及び分会に対し未払金 732,618 円の支払いを完了した。

② 細部については、協定書（7 月 12 日付）のとおり履行する。

ただし、協定書の②及び③については、後日会社と支部及び分会は、誠意をもつて話合い、解決をめざす。

(12) 昭和 49 年 8 月 X を除く分会員 3 人は会社を退職した。

3 事務所待機の状況

(1) 会社は、受注量が少ないため遊休車両が出た場合には、急な仕事に対する備えとして、運転手に対し朝所定の時刻に出勤して事務所に待機するよう命じ、その際の賃金については、当人の当月の平均賃金の 1 日分を支払っていた。

しかし、出勤しても、外出して行先が不明の者、無断で外出して長時間帰社しない者及び退社時刻に至るも連絡も帰社もしない者については、原則として欠勤とみなしていた。

(2) 昭和 49 年 4 月 21 日から同年 7 月 20 日までの X の勤務日数及び賃金支払日数は、次表のとおりである。この両者の差のうち、6 月分の 0.5 日はラジエーター故障により欠勤扱いしたもの、7 月分の 1 日は有給休暇の日を欠勤扱いしたもの（これは、翌 8 月分において支払われた。）、残りの 11 日は事務所待機の日を欠勤扱いしたものと認められる。

X ら 4 人以外で事務所待機を命ぜられた者は 1 人であり、7 月末から 1 か月間に 3 日程度であった。

	5月分 4/21～5/20	6月分 5/21～6/20	7月分 6/21～7/20	計
勤務日数	15(15)	26(19)	22(15)	63(49)
賃金支払日数	12	23.5	15	50.5
差	3	2.5	7	12.5

(注) () 内は、事務所待機日数で、内数を示す。

(3) Xは、事務所待機中外出する場合には、配車係に行先を明示し、了解を得て外出し、外出先からも会社に連絡していた。

なお、警察に参考人として出頭し、夜9時ころまで事情聴取されたXが、退社時刻に至るも会社に連絡も帰社もしなかった日が1日あった。

また、事務所待機中、Xが、会社から急な仕事のため乗務を命ぜられたことは、ただの一度もなかった。

(4) 昭和49年4月21日から7月20日までの間に、会社は、Xら4人に事務所待機を命じておきながら、下請業者を使用し、又は下請業者にXら4人のうち運転手である3人が通常乗務していた車を使用させて業務を行っていた。そして、その日数は、昭和49年4月21日から同年7月20日までの間に、20日あり、延べ40台の車がか働いた。

また、同年7月下旬Xは、会社の主な取引先の支店長から、会社に限って受注量が減少している事実はないと知らされた。

第2 判断及び法律上の根拠

1 事務所待機及び賃金カット

申立人らは、会社が、昭和49年4月下旬から受注量が減少していないにもかかわらず、Xに事務所待機を命じ、かつ、事務所待機中Xが、配車係の了解を得て外出し、外出先からも会社に連絡していたにもかかわらず、同年5月分の3日、6月分の2.5日及び7月分の7日を無断で外出したものとして欠勤扱いして賃金カットし、更に、Xに対して賃金基準を一方的に変更して6月分から実施したことは、Xの組合活動を理由とす

る不利益取扱いであると同時に分会の運営に対する支配介入であると主張する。これに對して、会社は、Xに事務所待機を命じたのは受注量が減少して配車ができなかつたからで、その場合の賃金については、Xの当月の平均賃金の1日分を支払っていた。しかし、Xは、朝所定の時刻に出勤してもすぐ外出し、一日中連絡も帰社もしない日があつたため、その日を欠勤扱いしたものであり、また、賃金基準については変更したことがなく、いずれも不利益取扱いをしたものではない、仮に不利益取扱いであったとしても、賃金カット分については、既に支払済であると主張するので、以下判断する。

(1) 第1、3、(4)で認定したとおり、会社がXら4人に事務所待機を命じた日に下請業者を使用して業務を行っていたこと及び会社の主な取引先の支店長が会社に限って受注量が減少している事実はないと述べていることから判断すると、会社のXに対する事務所待機命令には、合理性がないというべきである。

(2) 第1、3、(3)で認定したとおり、事務所待機中Xは、配車係に行先を明示し、了解を得て外出し、その際外出先からも会社に連絡していたことが認められ、これに反する会社の疎明はない。もっとも、退社時刻に至るも連絡も帰社もしなかつた日が1日あるが、この日は、警察に参考人として出頭したXが夜9時ころまで事情聴取されたためであり、外出に際しXは、配車係に行先を明示し、了解を得て外出しているのであるから、会社がXに連絡することには支障がなかつたはずであると判断されること及び事務所待機中急に仕事があり、会社がXに乗務を命じたということは一度もなかつたことを考え併せると、特にこの日にXが会社の業務に支障を与えたとは認められず、会社がXの連絡不備をとらえてこの日を欠勤扱いしたことは、合理性があるとはいひ難い。

従つて会社がXが事務所待機した11日分を欠勤扱いして賃金カットしたことには、合理性がないと判断するのが相当である。

なお、ラジエーター故障による6月分の0.5日については、当日のXの勤務状況に關する疎明がなく、欠勤扱いの合理性の有無を判断することができない。

(3) 第1、2、(4)で認定したとおり、Xら4人の給料は、各月の給料支払明細書による

と、6月分で低下しており、この事実は、Xら4人が賃金基準の変更に同意していないことを考えれば、会社がXら4人に対する6月分の賃金基準を一方的に変更した結果と判断されるから、この点に関する会社の主張は、措信し難い。

(4) 以上の結果と第1、2で認定した分会結成前後の状況とを総合的に考え併せると、会社は、Xの組合活動を理由として、Xに事務所待機を命じ、その際の賃金をカットし、更に、Xに対してのみ一方的に6月分で賃金基準を変更したものと判断するのが相当であり、これは労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

なお、7月分の賃金基準はXら4人を含む全従業員に適用されており、この変更の真の原因がXの組合活動にあると判断することはできないから、この点に関する申立人の主張は採用することができない。

(5) ところで、第1、2、[10]及び[11]で認定したとおり、分会は、昭和49年5月分及び6月分賃金について月額25,000円アップした賃金基準とすることに同意し、かつ、それに伴う差額を同年7月18日受領している。

従って、申立人らが、Xに対する賃金基準の変更を理由としてその変更に伴う差額の支払いを会社に対し求める部分は既に満たされているものといわなければならない。

(6) 会社が、賃金カット分について事実支払ったものであるならば、会社は、支払明細及び領収書を提出して支払済の事実を疎明することができるはずであるにもかかわらず、それをなさず、かつ、この点につき担当審査委員からの書面提出要請に対して提出する旨約束しながら、遂に提出しなかった。

従って、賃金カット分については支払済であるとの会社の主張を首肯するに足る具体的的事実は、全証拠をもってしても認め難い。

2 組合事務所貸与等

申立人らは、会社は、旧組合の結成を知るや、突如親睦会を改組して総務部長を委員長とする新組合を結成させ、新組合に組合事務所及び掲示板を貸与する一方、分会の組合事務所及び掲示板の貸与要求に対しては、新事務所において貸与すると約束しながら

故意に完成を遅らせ、分会のニュース、ビラの掲示を拒否するなどして分会の運営に支配介入していると主張する。これに対して、会社は、新組合の結成は新組合からの結成届によって初めて知ったものであり、また、会社には、組合事務所を貸与するゆとりはなく、新組合に組合事務所及び掲示板を貸与した事実はない、更に、分会ニュース、ビラは分会が無断で掲示したものであり、これらを撤去しても支配介入には当たらないと主張するので、以下判断する。

(1) 第1、2、(5)で認定したとおり、総務部長が親睦会を改組して新組合を結成したこと、社長がXに同人と会うよう要請していること及び同人がXに対して会社の意を体した発言をしていることから判断すると、新組合の結成を結成届によって初めて知ったとの会社の主張は措信し難く、むしろ、第1、2、(7)で認定したとおり新組合に組合事務所を貸与していたこと及び第1、2で認定した分会結成前後の状況とを総合的に考え併せると、会社は、Xら4人の組合活動を嫌悪し、Xら4人の組合活動を抑制するため新組合を援助したものと判断するのが相当であり、これは労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

(2) しかしながら、第1、2、(7)で認定したとおり、会社は新組合に組合事務所を貸与していたのであるから、その事実はないとの会社の主張は措信し難いが、一方、支部は、分会事務所及び掲示板の貸与については、既に了解済であり、その後会社が貸与拒否の意図をもって新事務所の完成を遅らせているとの申立人らの主張を首肯するに足る具体的な事実の疎明はない。

更に、第1、2、(8)で認定したとおり、会社は分会が無断で会社の社屋に掲示したビラ等を撤去しているが、そのうち、港営業所入口のガラス戸への掲示は、明らかに会社の業務に支障を与えるものと認められ、また、その余の掲示はその場所、態様等の具体的な疎明がないから、会社のなした撤去の当否を判断することができない。

従って、会社が、新事務所の完成を故意に遅らせるとともに、分会のニュース、ビラの掲示を拒否しているとの申立人らの主張は、いずれも採用することができない。

3 その他

本件に関する救済は、主文第1項及び第2項のとおり命令することによりその目的を
果し得るから、申立人らのその余の申立ては棄却するのが相当である。
よって、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和50年3月10日

愛知県地方労働委員会

会長 中 浜 虎 一